

vol. 2238

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

大分県高教組情報

【発行者】大野 真二 【印刷】佐伯印刷(株) 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に含んで徴収しています)

今号の掲載内容 (掲載順)



- 育児休業復帰支援「カムバックセミナー」 10月31日(土) 教育会館
- 両教組人事委員会勧告の取扱いに関する教育長交渉 11月4日(水) 16:30~ 県庁別館教育委員室
- 人事委員会委員長交渉 11月5日(木) 13:30~ 市町村会館
- 第4回支部・単組・専門部代表者会議 11月11日(水) 16:00~ 教育会館101
- 第3回拡大戦術会議 11月11日(水) 18:00~ 教育会館多目的ホール
- 教職員共済

育児休業復帰支援「カムバックセミナー」

とき：2020年10月31日(土) ところ：大分県教育会館201・202研修室

今年度の「カムバックセミナー」(教職員共済・県教組共催)には、高教組からは育休中の組合員3人、女性部から1人が参加しました。

セミナーⅠでは、「子育て世代の貯蓄と保障(ライフステージの変化に対応した生活設計)」と題して、教職員共済本部の遠藤元也さんより、保険や補償についての講座がありました。今後の生活設計について考える良い機会となりました。

セミナーⅡでは、「育児等に関する諸制度や権利、今年度の賃金確定状況」をテーマに、和田佐栄さん(女性部長 中津東分会)も交え、育児に関する休暇や制度について学習を深めました。復帰に向けて育休者が現在感じている悩みを共有したり、職場のサポート体制について確認したりすることで、育休者の不安も和らいだようでした。また、参加者同士の交流を深めることもでき、有意義な時間となりました。

高教組では、育休中の組合員を含め、これから出産・育休を迎える方へのサポート、また男性の育休取得の推進等、今後も子育て世代をバックアップしていきます。

【参加者の感想】

- ・自分が今まで知らなかった保障の仕組みを知ることができ、大変参考になりました。
- ・男性が遺族になった時の方が年金支給額が少ないということを知らなかったため、保険を見直そうと思いました。
- ・疑問に思っていたことについて、具体的に話を聞くことができ良かったです。
- ・復帰した方の困ったことや解決策について、具体的な経験を聞いてみたいと思いました。
- ・今日知ったことをもとに、次年度に向けてしっかり準備をしていきたいです。



大分県人事委員会勧告(10/28)を受けて 両教組人事委員会勧告の取扱いに関する教育長交渉

11月4日(水)16:30～ 県庁別館教育委員室

11月4日、県庁舎別館7階教育委員室において、高教組、県教組による「人事委員会勧告の取扱いに関する教育長交渉」を行いました。高教組からは、本部執行委員7人が参加しました。今年度の勧告については時期が遅れ、さらに国・都道府県等いずれも一時金と月例給の勧告・報告を別々に行うという異例の形をとっています。この交渉は、10月28日の大分県人事委員会勧告を受けて行ったもので、例年の賃金確定交渉のいわば1回目にあたり、議論は一時金についてのみ行いました。月例給を含んだ賃金についてと長時間労働是正などの勤務労働条件等については、もう一度日時を設定して交渉を実施することになります。

冒頭、大野真二両教組協議会議長は、「今年は勧告が2回に分けて行われるという異例の状況で、大分県はまだ一時金のみの勧告である。月例給の勧告・報告が出た後改めて交渉の場を持ってもらいたい。学校現場は新型コロナウイルスのために新しいとりくみを余儀なくされている。その終息が見えない中、不安を抱えながら教育のため尽力している。経済が冷え込み、社会情勢が厳しい中でお金のことを言うのははばかれる雰囲気があるかもしれないが、私たちは労働の対価としての賃金を要求している。私たちの意見をしっかり聞いて県に伝えるようお願いする。」と強く訴えました。

それに対し工藤教育長は「経済とコロナともうまくつき合っていかなければならない。行事についても次第に戻りつつあり、人も動き始めた。また、インフルエンザへの対応も行いながら今後もコロナ対策を徹底していきたい。参加人数を縮小しての交渉ではあるが、みなさんの意見を聞き、誠実に対応していきたい。」と応じ交渉に入りました。今回の一時金を0.05月引き下げる勧告内容について、私たちの勤務実態等を含めながら議論を重ねました。以下が参加者からの主張です。(括弧内は教育長の答弁)

- ただでさえ多忙な中、年度当初から新型コロナウイルス対策などの業務を着実にこなしてきたのにもかかわらず、今回の一時金0.05月の引き下げはショックである。子育てや家のローンなど様々な状況をかかえている世代も多く、生活への打撃が大きい。また、今年から新しい制度となった会計年度任用職員への一時金については慎重な判断をお願いしたい。

→(今回の勧告は厳しい内容とは受け止めるが、給与決定の原則に従って人事委員会が行ったものである。会計年度任用職員への一時金については意見の主旨を関係課に伝える。)

- 会計年度任用職員の中には勤務日数の関係で、6月の期

末手当に人によって差が生じていた。今回の勧告で12月の期末手当が引き下げられた場合、6月と12月の支給月数が異なるので、1年間同じ勤務日数だったにもかかわらず支給額に差ができるという不公平な状況が発生する。何らかの手立てを考える必要がある。

- 今回の勧告により平均すれば18,000円の引き下げとなっているが、新採用の教職員では1万円強、55歳を超える高齢層になると2万円を超える減額となる。また「給与制度の総合的見直し」の現給保障が今年の4月に廃止され、高齢層の人の中には月1万円を超える減額となっており、この勧告がそのまま実施されると1年で20万円近い減額となる人も出てくる。昨年の確定交渉

では特に高齢層の教職員のモチベーションをどう維持するかが大きな論点となり議論を交わした。人事委員会勧告を尊重することは理解するが、厳しい職場環境の中で業務に携わっている人たちの努力が報われないことに対して素直に納得することはできない。

→ (様々な状況の中、みなさんが現場で業務を行っているのは理解している。私としても機会を見つけ、できるだけメッセージを伝えていきたい。)

- 張り詰めた雰囲気職場に満ちていて、精神的にきつい状況が続いている。今後はインフルエンザへの対応も同

時にしなければならないことが予想され、気を遣うことがあまりにも多い。これまでも行事の中止や変更があり、子どもたちにもかなりの我慢を強いてきた。私たちも心が折れそうになる。モチベーションをどうやって保っていくか難しい。このような中での0.05月の減額は重く、気持ちの落胆が大きい。少しでもこの気持ちが楽になるようなフォローがほしい。

- やはりこの期末手当の減額は大きい。せめてモチベーションが下がらないような勤勉手当の運用をお願いしたい。

ひと通りの議論を終え、最後に大野議長から「会計年度任用職員について、学校内で差が出て不公平感を抱くようなことにならないような手立てを是非行ってもらいたい。これから寒くなりヨーロッパで第3波と呼ばれているようなことが日本で起きないとも限らない。今後入試の時期もやってくる。様々な不安の中で教職員は職務を忠実にやっていることを踏まえ、今日私たちが訴えたことをしっかり県の方に伝えてほしい。また、月例給についての勧告または報告が大分県人事委員会から出た後、改めて交渉の場を設定していただきたい。」と強く述べ、17:05に全てを終了しました。

人事委員会委員長交渉

11月5日(木) 13:30～ 市町村会館

大分県人事委員会は10月28日に一時金等についての勧告・報告を行いました。まだ出されていない月例給の勧告・報告に向けて、地公労で11月5日に人事委員会委員長との交渉を行いました。冒頭、岡部勝也地公労議長(県教組委員長)は、「コロナ禍の中、人事委員会の作業も例年とは異なった状況になっている。今年度人事委員会事務局長とはのべ3回の交渉を行ってきた。その内容も聞いていることだと思う。今日は一時金とその他の項目の勧告が行われた後、月例給の勧告・報告の前に時間をとっていただいた。私たちの意見を是非しっかり聞いてもらいたい。」と述べました。それに対して石

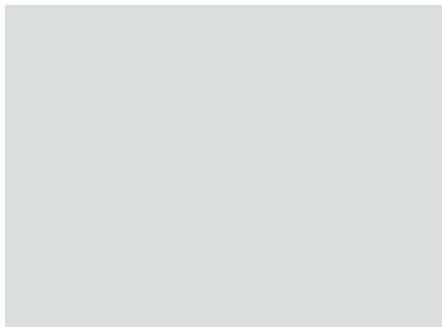
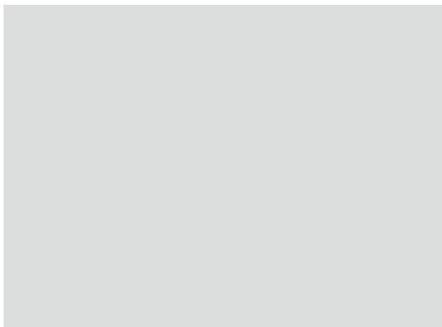
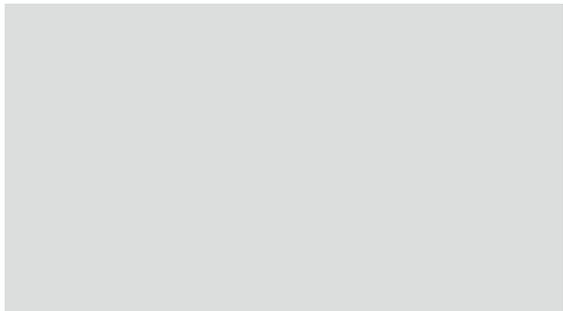
井久子人事委員会委員長は、「コロナ対策のため県の職員の方々に様々な努力をしていただいていることに感謝する。これまでの3回の申し入れの内容については報告を受けている。人事委員会の責任の重大さを認識し、誠意を持って対応する。現在は民調のもと、月例給に向けての作業中である。みなさんの要望は聞いていきたい。」と応じました。

その後、地公労事務局長から主に較差解消・住居手当・号給継ぎ足し・早期の勧告の4点について質しました。石井委員長は、「較差解消についてはこれまで適切に行ってきたつもりである。今年も同様に行きたい。号給継ぎ足しは一昨年研究職と教育職について実施した。実態を見て慎重に検討していく。住居手当についても大分県の現状と他県の状況を見て判断する。勧告についてはできるだけ早く行いたい。」と回答しました。いくつか参加者から意見があった後、岡部議長は、「すでに一時金等の勧告が出た後の交渉であったが、次年度に向けての課題も言わせてもらった。もう最終局面になってきている。こちらから要望したように早めの勧告をお願いしたい。」と述べ、すべてを終了しました。

秋季・年末闘争に向けて 第4回支部・単組・専門部代表者会議・ 第3回拡大戦術会議を開催

11月11日(水) 教育会館

11月11日(水)に秋季・年末闘争に向け意思統一を図るため、16時から第4回支部・単組・専門部代表者会議を、18時から第3回拡大戦術会議を実施しました。人事に関する今後の日程やとりくみ、賃金確定に関わってこれから行われる予定の交渉等について、窪田書記長から提案を行いました。今後のとりくみについて参加者からいくつか質問や意見があり、それに対して本部から見解を示した後、最後は大野委員長の「団結がんばろう」で会を締めくくりました。



あんしん むすぶ
教職員共済

<https://www.kyousyokuin.or.jp/>

自動車共済

お客さま満足度 **96.2%**

※共済事故処理終了後にご契約者に回答いただいた「お客さま満足度アンケート」
2019年度の集計結果



教職員のための共済だから!

- **通勤中の事故は等級ダウンなし!**
※補償充実コース・6等級以上で1共済期間中1回限り
- **公務使用中の事故も等級ダウンなし!**
※全コース・全等級に適用
- **事故有係数使用の等級割引制度不採用!**
多くの損害保険会社や共済で導入されている「事故有係数」を使用した等級割引制度は採用していません。

つまり 事故後も通常の等級割引制度内の「等級ダウン」が適用されるのみで、大幅に割増となる掛金料率(事故有等級)が適用されることはありません。



「もしもの事故」でも安心!

- **専門スタッフがしっかりサポート**
全国の損害調査員が、事故を起こしてしまった「教職員」の身分を守ることを最大限考慮しながら円満な事故解決をめざします。
- **示談交渉の対象にならない**
被害事故でも安心! 弁護士費用特約
自動車事故(もらい事故など)で、相手に損害賠償請求するための弁護士費用や法律相談費用を補償。

弁護士費用共済金 最高300万円
法律相談費用共済金 最高10万円

※1回の事故/1被共済者につき

特約のみ
使用の場合は
等級ダウンなし!

ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。

他の共済も含め WEB から
資料請求やお見積りいただけます

教職員共済
<https://www.kyousyokuin.or.jp/>



スマホからもカンタン、ラクラク!

資料請求・
お問い合わせは

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 大分県事業所

〒870-0951 大分市大字下郡 496-38 大分県教育会館 2F

TEL 097-556-4300 FAX 097-556-4441

承 17-企-19 (1705)